

LRT が走る未来の KOBE を考える座談会開催要綱

令和 3 年 7 月 6 日
企画調整局担当局長決定

(趣旨)

第 1 条 都心三宮からウォーターフロントにかけて開発が大きく進むなか、将来のエリア回遊性向上策検討のため多様な移動手段の 1 つである LRT (次世代型路面電車システム : Light Rail Transit) を取り上げ、さまざまな立場から幅広く意見を求めることを目的として、LRT が走る未来の KOBE を考える座談会 (以下「座談会」という。) を開催する。

(委員)

第 2 条 座談会に参加する委員は、エリア回遊性の促進や都市の魅力向上を検討するにあたって必要な分野の経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、8 名以内とする。

3 第 1 項に規定する委員のほか、市長は、特別の事項について意見を聴取する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長の指名等)

第 4 条 企画調整局担当局長は、委員の中から座長を指名する。

2 座長は、会の進行をつかさどる。

3 企画調整局担当局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(座談会の公開)

第 5 条 座談会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、企画調整局担当局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例 (平成 13 年神戸市条例第 29 号) 第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 座談会を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 座談会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱 (平成 25 年 3 月 27 日市長決定) を適用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、座談会の開催に必要な事項は、交通政策課長が定める。

附 則 (令和 3 年 7 月 6 日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 6 日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。